

生活福祉資金の特例貸付事業に補助金を交付 ～緊急かつ一時的な生計維持のために～

コロナ禍における物価高騰等の状況を踏まえ、生活に困窮する世帯の緊急かつ一時的な生計維持のために、海老名市社会福祉協議会が行う、生活資金の特例貸付に対して、市から補助金を交付します。

なお、これに伴う補正予算案を7月に開催する臨時議会に上程予定です。

1 生活福祉資金の特例貸付事業の内容

(1) 対象者

新型コロナウイルス感染症の影響により、国による総合支援資金特例貸付を受けた世帯で、再貸付を受けられない世帯

「総合支援資金特例貸付」

新型コロナウイルス感染症の影響による困窮世帯を対象に、3か月以内の期間、月20万円以内を貸し付けるもので、神奈川県社会福祉協議会が窓口となって実施しています。更に3か月を期間とする「再貸付」の受付は、令和3年12月で終了しました。

(2) 貸付額

一世帯当たり10万円以内

(3) その他

- ・ 令和5年3月までの取扱いの貸付とします。
- ・ 償還時において、なお所得の減少が続く困窮世帯等に対しては、必要な相談支援を行うものとします。

2 補正予算額

39,000千円

※対象世帯は、355件と見込んでいます。

◎この件に関するお問い合わせ

海老名市保健福祉部福祉政策課 電話046・235・4820